若狭国・越前国の初期郵便印 記番印 山﨑 文雄 (S-133659・福井)

記番印(記号入り番号印)は明治7年12月に若狭国では5局に配備され、「サ第壱号」(小濵局)~「サ第五号」(熊川局)で、収集においては、「サ第壱号」印以外は極めて収集が難しい局が多い。「サ第六号」印が若狭・早瀬局に配備される予定であったが、配備されることなく、幻に終わった。

一方、越前国は9局に配備された。「キ第壱号」(敦賀局) ~「キ第九号」(疋田)である。敦賀から北へ上る番号の配備であるが、どう言う訳か、「キ第九号」(疋田)だけが、南に下がっての番号付けとなった。これらの記番印は明治9年3月まで使用され、その後は二重丸印の抹消印に切り替えられた。「キ第弐号」(今荘局)、「キ第四号」(大野局)、「キ第五号」(勝山局)、「キ第八号」(金津局)および「キ第九号」(疋田局)が難物である。

なお、「キ第三号」(武生局)および「キ第七号」(阪井港局)の 記番印は明治12年頃まで使用された。単片では全種を揃え て展示する。





